

## 千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線設備の管理運営に関する協定書

千葉県石油コンビナート等特別防災区域の災害時における防災関係機関の相互通信連絡手段の整備充実を図るため、県が所有する防災相互通信用無線設備（以下「無線設備」という。）の内、千葉市消防局において管理される無線設備の管理運営に関し、千葉県（以下「甲」という。）と千葉市（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

### （無線設備の委託）

第1条 甲が乙に委託する無線設備は、次のとおりとする。

無線電話装置 2式

### （委託期間）

第2条 無線設備の委託期間は平成25年10月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合は引き続き1年間更新したものとみなし、以後この例によるものとする。

### （保管場所及び管理責任者）

第3条 無線設備の保管場所及び管理責任者は次のとおりとする。ただし、これを変更する場合又は変更が生じた場合には、乙は速やかに書面をもつて通知するものとする。

| 所在地・保管場所                  | 管理責任者   |
|---------------------------|---------|
| 千葉市中央区長洲1丁目2番1号<br>千葉市消防局 | 千葉市消防局長 |

### （管理の義務及び使用の原則）

第4条 乙は、無線設備の機能を長く維持するため常に善良なる注意をもって管理し、その目的に応じ最も効率的に使用するものとする。

### （無線設備の運用）

第5条 乙は、無線設備を利用するにあたっては電波法(昭和25年法律第131号)及び別に県が定める運営規程により運用するものとする。

### （無線従事者）

第6条 乙の無線局の無線従事者は、乙の所属職員を充てるものとする。

### （維持管理の経費）

第7条 委託期間における無線設備の維持管理及び修理等に要する経費の分担は次のとおりとする。

- (1) 通常の維持管理は乙の負担とし、修理等に要する経費は甲の負担とする。
- (2) 乙が善良な管理を怠ったために生じた故障復旧等に要する経費は乙の負担とする。

(無線設備の返還)

第8条 乙は、無線設備の機能が著しく減少し使用に耐えないときは、甲に協議するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたときは、甲と乙は協議のうえ決定するものとする。

(附 則)

昭和55年4月1日付けで甲と乙との間で締結した千葉県石油コンビナート防災相互通信無線設備の管理運営に関する協定書については、平成25年10月1日をもって廃棄する。

上記委託の証として本書を作成し、甲と乙は記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県  
千葉県知事 鈴木 栄治

乙 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊 谷 俊 人